別記様式（第５条の11関係）

表

第　　号

地球温暖化対策の推進に関する法律第36条の35第１項
の規定により立入検査をする職員の身分証明書

官　　職
氏　　名

写　真

年　　月　　日生
年　　月　　日発行

環境大臣　　印

（押出スタンプ）

裏

地球温暖化対策の推進に関する法律（抄）

（報告及び検査）

第36条の35　環境大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構からその業務に関し報告をさせ、又はその職員に、機構の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

３　第１項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第70条　第36条の35第１項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした機構の取締役、会計参与、監査役又は職員は、50万円以下の罰金に処する。

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ｂ８とすること。

（新設）

附　則

この省令は、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和四年法律第六十号）の施行の日（令和四年七月一日）から施行する。